

第5回 こどもデータ連携ガイドライン検討会

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2023年9月28日

議題

日時：令和5年9月28日（木） 10:30-12:00

形式：Teams会議

- 1 早期発見に必要なデータ項目の整理についての議論 90分

「(4)早期発見に必要なデータ項目の整理について」の調査の進め方のご相談

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2023年9月28日

アジェンダ

1. 調査の進め方

調査の全体方針

調査スケジュール

2. 調査内容

基本連携データ項目

①初版作成

②実証団体による有効性の調査

③論文、手引き等による有効性の調査

その他データ項目

④その他データ項目の抽出

1. 調査の進め方

「(4)早期発見に必要なデータ項目の整理について」の調査の進め方と調査内容についてご報告いたします。特に、「その他データ項目」の定義や調査対象についてご意見いただきたいです。

1. 調査の進め方についてのご説明

- (4)「早期発見に必要なデータ項目の整理について」に関する調査方針をご説明いたします。
- また、調査スケジュールについても全体感を共有いたします。

2. 調査内容についてのご説明

- 「基本連携データ項目」と「その他データ項目」の調査内容をご報告いたします。
※第2回検討会にて「有望なデータ項目」としてご説明したものについて、「その他データ項目」として名称変更しています。

本検討会で議論したい事項

- 「その他データ項目」の定義を議論させてください。
- 今後調査していく「その他データ項目」のインプット情報についての過不足や認識齟齬等を議論させてください。
- 「その他データ項目」のガイドラインへの掲載粒度を議論させてください。

「(4)早期発見に必要なデータ項目の整理について」の調査の進め方と調査内容についてご報告いたします。特に、「その他データ項目」の定義や調査対象についてご意見いただきたいです。

1. 調査の進め方についてのご説明

- (4)「早期発見に必要なデータ項目の整理について」に関する調査方針をご説明いたします。
- また、調査スケジュールについても全体感を共有いたします。

2. 調査内容についてのご説明

- 「基本連携データ項目」と「その他データ項目」の調査内容をご報告いたします。
※第2回検討会にて「有望なデータ項目」としてご説明したものについて、「その他データ項目」として名称変更しています。

本検討会で議論したい事項

- 「その他データ項目」の定義を議論させてください。
- 今後調査していく「その他データ項目」のインプット情報についての過不足や認識齟齬等を議論させてください。
- 「その他データ項目」のガイドラインへの掲載粒度を議論させてください。

1. 調査の全体方針

本調査は、今年度作成することもデータ連携ガイドラインに記載する「基本連携データ項目」、「その他データ項目」を整理するために実施していきます。

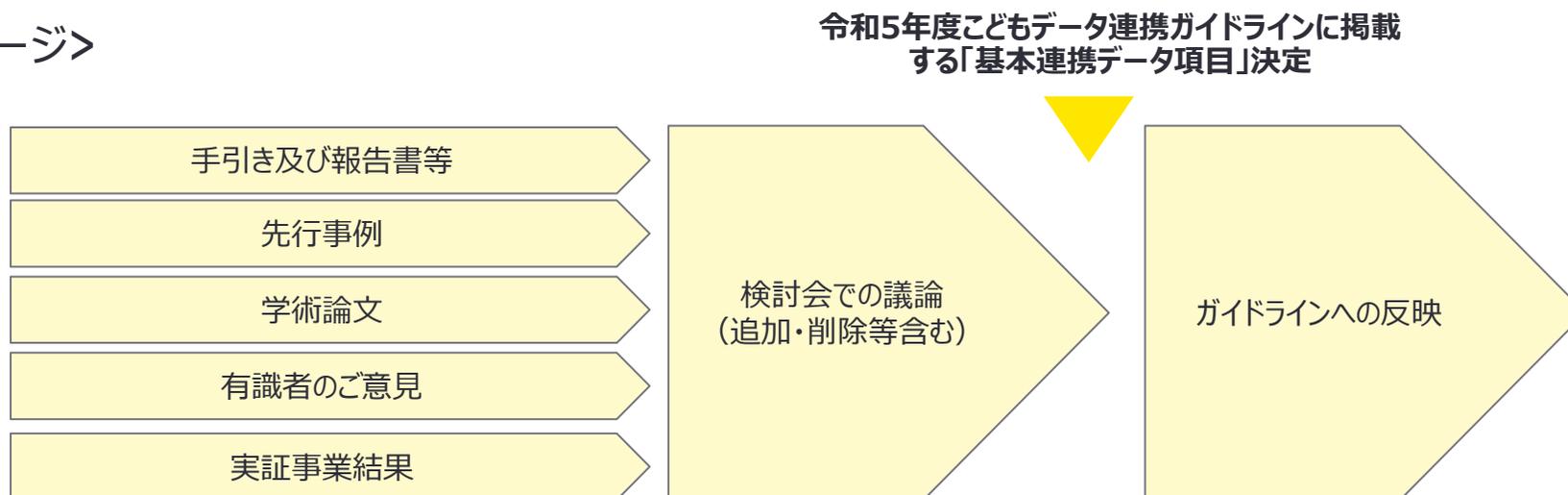
【調査目的】（本業務仕様書抜粋）

困難の種類（虐待・貧困・不登校・いじめ・ヤングケアラー等）に応じて、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見把握するために連携が必要なデータ項目を整理し、困難の種類の関連性及び連携手法を明らかにし、委員会の議論に供すること。

【調査概要】

「基本連携データ項目」、「その他データ項目」を調査し、ガイドライン検討会にて議論したうえで「基本連携データ項目を利用する取組」や「その他データ項目を利用する取組」で活用するデータ項目を整理する。

<調査イメージ>



2. 調査スケジュール

困難の類型ごとに調査を進め、第5回と第7回のガイドライン検討会での議論を踏まえて、第8回検討会で「基本連携データ項目」、「その他データ項目」を決定いたします。



赤枠内の調査内容案について詳細を後述

2. 調査内容

1. 基本連携データ項目「①初版作成」(第2回検討会の振り返り)

「基本連携データ項目」については、第2回検討会にて検討会メンバーの皆様のご意見を踏まえて初版を作成済となります。

R5年度ガイドラインで取り扱うデータ項目の考え方

こどもデータ連携の早期実装を目指し、それ単体に該当することをもって、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと考えられる「基本連携データ項目」を定め、ガイドラインで示していく。基本連携データ項目は、全国で共通して用いることを想定。

① データ項目単体で困難を推測できると考えられるものは最重要として扱い、先行的に「基本連携データ項目」に盛り込む。

- これらのデータを横断的に用いることは、データ連携の対象を要支援者に絞り、その情報を重層的かつ迅速に把握しようとするものであり、国民の理解も得やすいと考えられることから、先行して共通的な運用の実現を図る。
- こども家庭庁に設置した検討会で作成した具体的な「基本連携データ項目」案（別紙参照）については、モデル団体における実証事業において活用する。
- 基本連携データ項目は、原則として下記のいずれかで標準化された項目とする（全国共通で活用できるようにするため）。
 - ・ 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（総論・基本データリスト・機能別連携仕様）
https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/specification/
 - ・ 教育情報アプリケーションユニット標準仕様
<https://www.applc.or.jp/jigyoy/jigyoy-2/ict-platform/standard-2021/applc-0002-2021/standard-2021-1/edu-junior-v-2-0/>

② その他の、支援対象の判定に寄与すると考えられる「その他データ項目」については、継続的にデータの蓄積・分析を行い、結論の出たものから「基本連携データ項目」に盛り込む。

- 個別の自治体のデータでは統計的に有意な結果を得るうえで十分なサンプルサイズとならない可能性があることから、類似のデータ項目については、可能な限り同一のデータ項目とする方向で調整する。

1. 基本連携データ項目「①初版作成」(第2回検討会の振り返り)

前頁の続き

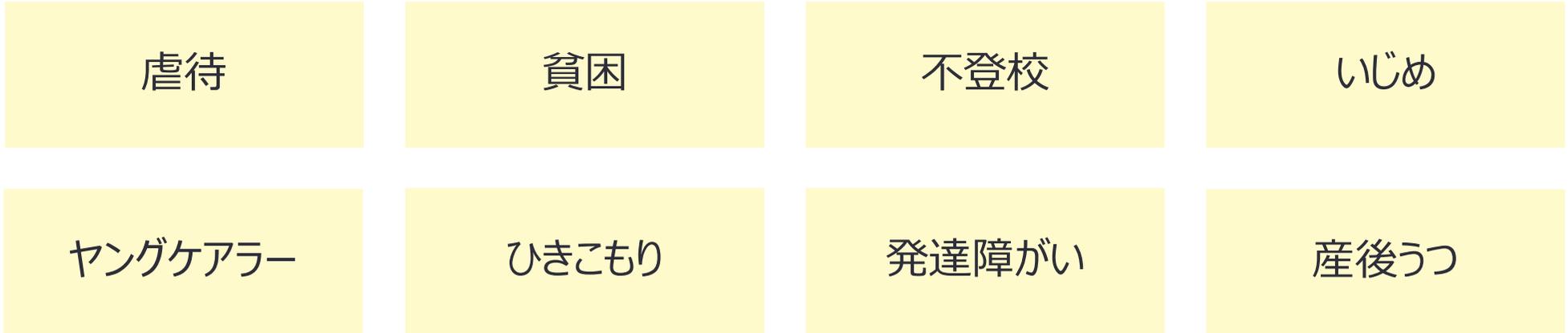
検討段階においては、未確定情報であったため、ガイドライン及び成果報告書を参照されたい。

こども家庭庁様第2回検討会説明資料「基本連携データ項目について」より再掲

3. 基本連携データ項目「③論文、手引き等による有効性の調査」

各種手引き、先行調査研究、有識者・地方公共団体等ヒアリング等を調査し、「基本連携データ項目」をガイドラインに記載するにあたっての根拠、背景を整理しているところです。

困難の
類型



調査
対象

対象	具体例
各種手引き、先行調査研究	査読付きの論文、「子ども虐待の手引き」、「ヤングケアラー支援に係る アセスメントツール等の 使い方ガイドブック」、「貧困DB」、「(別添1) 児童生徒理解支援シート(参考様式)」、「「健やか親子21(第2次)」について 検討会報告書(概要)」、「令和3年度 厚生労働省 発達障害者支援施策について」、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」等
有識者ヒアリング	ガイドライン検討会メンバの皆様 等
地方公共団体ヒアリング	実証団体、先行的にこどもデータ連携に取り組んでいる地方公共団体等

※自殺については別途調査・検討中

2. 基本連携データ項目「②実証団体による有効性の調査」

現在、実証団体への「基本連携データ項目に関する調査」を実施しております。10月に提出される結果を踏まえデータ項目の追加・削除・論理補強を検討いたします。

【調査概要】

基本連携データ項目のいずれかに該当するこどものみを対象に、そのこどもがどの基本連携データ項目に該当するのかを一覧化することで、より多様な角度からのアセスメントを可能とし、困難を抱えるこどもをより有効な支援に繋げる取組の実用性を把握するもの。

検討段階においては、未確定情報であったため、ガイドライン及び成果報告書を参照されたい。

4. その他データ項目「④その他データ項目の抽出」

先行調査研究、有識者・自治体等ヒアリング等から困難の類型との関係が強く示唆されている項目について調査を行います。定義や整理方針についてご意見を頂戴できれば幸いです。

【その他データ項目の定義】

「基本連携データ項目」以外に、支援現場や有識者の見解及び先行研究等において困難の類型との関係が強く示唆されており、重要性が高いと認識されている項目。

※全国的に標準化されたデータ項目であることが望ましい。

【調査を進めるうえでの整理方針】

定義に沿った「その他データ項目」をこどもデータ連携ガイドラインで「例示」するために、本調査では以下について調査を実施していきます。

1. 先行調査研究、有識者・自治体等ヒアリング等において困難の類型との関係が強く示唆されている「その他データ項目」例の抽出

※ 次頁に現在の調査状況を記載。

2. 実証事業において、こどもの支援に有効と考えられている「その他データ項目」例の抽出

- 実証事業において、“支援対象者の絞り込み”及び“アセスメント”に利用したデータのうち、有効と考えられるデータ項目。
- 実証事業において、定量的なデータ分析等により困難の類型との関係が強く示唆されているデータ項目。

4. その他データ項目「④その他データ項目の抽出」

「その他データ項目」は困難の種類ごとに調査を進め、整理を行う予定です。調査に際してのインプット情報について、次頁にまとめましたので過不足ないかご意見頂戴できれば幸いです。

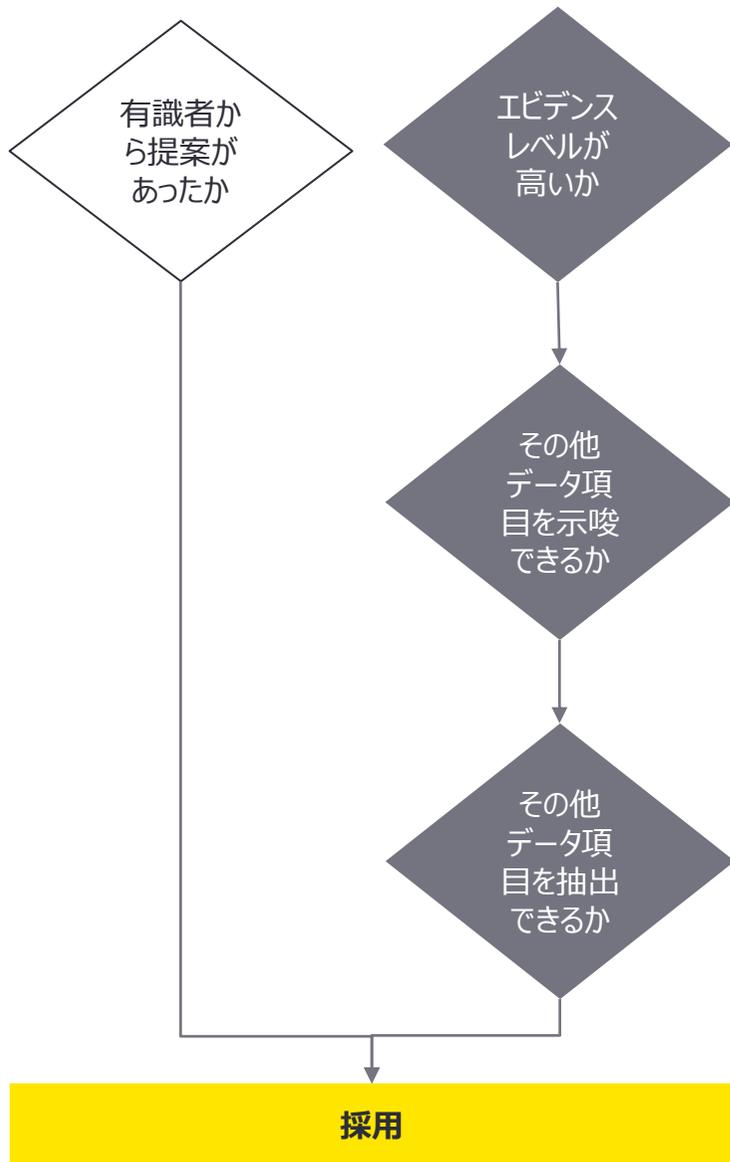
困難 類型	調査状況	本検討会で議論したい内容 ※次頁以降にてご相談。
虐待	令和4年度デジタル庁調査研究において、先行研究等の調査を実施。それらの内容も踏まえて「その他データ項目」に例示すべきデータ項目を整理予定。	✓ 調査に際してのインプット情報（先行研究等）の過不足についてご意見を頂戴したいと考えています。
貧困		
不登校		
いじめ	先行研究等について調査し、第7回検討会にて議論予定。	✓ ガイドラインへの記載粒度についてご意見を頂戴したいと考えています
ヤングケアラー		
産後うつ		
発達障害		
ひきこもり		

4. その他データ項目「④その他データ項目の抽出」

有識者ヒアリングとデスクトップリサーチからその他データ項目を抽出するための論文を調査します。

有識者ヒアリング

デスクトップリサーチ



▶ RCT又は準実験のシステマティックレビューであるか。

- ▶ 困難の種類とその他データ項目に関する抽出キーワードを含むか
- ▶ 発行年数が2013年以降であるか。
- ▶ 日本語の論文又は、日本や日本の論文が対象である英語の論文であるか。

▶ 困難の種類と因果関係のあるデータ項目について記載があるか。

抽出キーワード
要因
相関
リスク
スクリーニング
アセスメント

困難の種類ワード
虐待/abuse
貧困/poverty
不登校/school absenteeism
いじめ/bullying

困難の種類ワード
ヤングケアラー/young carer
発達障害/ developmental disability
産後うつ/ postpartum depression
ひきこもり/hikikomori

4. その他データ項目「④その他データ項目の抽出」

【ご参考】

学術論文のエビデンスレベルの考え方

学術論文におけるエビデンスレベル*1

高	RCT	処置群と対照群への明確な無作為割り当てが予めデザインされ、処置群と対照群の比較可能性に関する広範な証拠が提供されている。処置群と対照群の差を調整するために統制変数を使用することがあるが、この調整は主要な結果に大きな影響を及ぼしてはならない
	準実験の システマティック レビュー	RD/IVなどの準実験に該当する分析デザインを採用している研究のシステマティックレビュー
準 実 験	RD/IV	処置における準ランダム性が利用され、処置群と対照群は処置のランダム割り当てへの暴露においてのみ異なると信ずることができる。これは、しばしば処置における操作変数または不連続性が使用されるが、その適切性は十分に実証され、擁護されるべき
	DID/PSM	介入後の処置群のアウトカムと介入前の処置群のアウトカム、および反実仮想を提供するために用いられる比較群の比較（例：差分の差分）。処置群に類似していると主張される比較群の選択に正当な理由が与えられ、処置群と対照群の比較可能性について提示された証拠がある
	比較分析	適切な統制変数を用い、 (a) 処置群と対照群の横断的比較、または (b) 処置群の前後比較（対照群なし）のいずれかを行っている
低	統制 未実施	(a) 処置群と対照群の横断的比較、または (b) 対照群を伴わない処置群の前後比較のいずれか。統計分析において、処置群と対照群の差や期間の差を調整するための統制変数を使用していない

一定程度、信頼性が担保された論文として
調査対象とする。

*1 : [Guide to scoring the evidence - What Works Growth](https://www.cebm.ox.ac.uk/resources/levels-of-evidence/oxford-centre-for-evidence-based-medicine-levels-of-evidence-march-2009) および

<https://www.cebm.ox.ac.uk/resources/levels-of-evidence/oxford-centre-for-evidence-based-medicine-levels-of-evidence-march-2009> を参考にEY作成

4. その他データ項目「④その他データ項目の抽出」

「その他データ項目」の調査を進めるにあたっての参考になる査読付き論文や手引き及び報告等があればご教授ください。

関連性がある 困難類型	調査対象	
	論文	手引き及び報告書等
虐待	<ul style="list-style-type: none"> The Temporal Impact of Economic Insecurity on Child Maltreatment: A Systematic Review(2018, Aislinn Conrad-Hiebner.) 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省「子ども虐待の手引き」(2013) 厚生労働省「在宅支援アセスメント・プランニングシート」(2017) こども家庭庁「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）(2023) デジタル庁「実証事業ガイドライン」
貧困	<ul style="list-style-type: none"> SYSTEMATIC REVIEW OF THE LINK BETWEEN TOBACCO AND POVERTY (2014, World Health Organization) The effects of poverty on the mental, emotional, and behavioral health of children and youth: Implications for prevention(2012, Yoshikawa et al.) Do Child Tax Benefits Affect the Well-Being of Children? Evidence from Canadian Child Benefit Expansions(2011, Milligan and Stabile) 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府「貧困DB」 内閣府「子供の生活状況調査の分析 報告書」(2021) デジタル庁「実証事業ガイドライン」
不登校	該当論文なし	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省「(別添1) 児童生徒理解支援シート(参考様式)」(2019) 文部科学省「不登校児童生徒の実態把握に関する 調査報告書」(2021) デジタル庁「実証事業ガイドライン」

前頁の続き

関連性がある 困難類型	調査対象	
	論文	手引き及び報告書等
いじめ	<ul style="list-style-type: none"> 1980年から2020年の日本におけるいじめ研究の動向と課題(2020, 坂本 一真, 小岩 広平) 	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省「いじめサイン発見シート」(2014) 文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」(2017)
ヤングケアラー	該当論文なし	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書」(2022) 厚生労働省「ヤングケアラー支援に係る アセスメントツール等の 使い方ガイドブック」(2022)
発達障害	該当論文なし	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省「乳幼児健康診査における発達障害の早期発見・早期支援のための取組事例に関する調査研究 報告書」(2019) 厚生労働省「令和2年度発達障害支援の地域連携に係る全国合同会議 令和3年度 厚生労働省 発達障害者支援施策について」(2021) 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」(2023)

前頁の続き

関連性がある 困難類型	調査対象	
	論文	手引き及び報告書等
産後うつ	<ul style="list-style-type: none"> • Cross-National Differences in Psychosocial Factors of Perinatal Depression: A Systematic Review of India and Japan(2017, Mizuki Takegata.) • Economic and Health Predictors of National Postpartum Depression Prevalence: A Systematic Review, Meta-analysis, and Meta-Regression of 291 Studies from 56 Countries(2018, Jennifer Hahn-Holbrook) • Psycho-educational interventions focused on maternal or infant sleep for pregnant women to prevent the onset of antenatal and postnatal depression: A systematic review(2020, Natsu Sasaki) • Depression and Domestic Violence Experiences Among Asian Women: A Systematic Review(2022, Pallavi Koirala) 	<ul style="list-style-type: none"> • 厚生労働省「「健やか親子21（第2次）」について 検討会報告書（概要）」(2014) • 厚生労働省「別紙1 母子保健事業の実施状況（全市区町村、県型保健所、都道府県の集計）」(2021)
ひきこもり	<ul style="list-style-type: none"> • Youth social withdrawal behavior (hikikomori): A systematic review of qualitative and quantitative studies(2015, Tim MH Li) 	<ul style="list-style-type: none"> • 厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」(2010) • 厚生労働省「令和元年版 子供・若者白書（概要版）」(2019)

4. その他データ項目「④その他データ項目の抽出」

「その他データ項目」については、本頁の粒度でガイドラインに掲載する想定ですが、ご意見をいただけますと幸いです。

その他データ項目（虐待・貧困）

No.	重要性が高いと考えられる情報	選定の理由	データ項目例
-----	----------------	-------	--------

検討段階においては、未確定情報であったため、ガイドライン及び成果報告書を参照されたい。

資料公開における留意事項

- ▶ 地方公共団体やNPO・民間団体等の特定の機関の非公開情報等が含まれたものは、非公開とさせていただきます。
- ▶ 非公開を前提とした意見や機微性が高い情報は公開することにより、誤解を生じさせるおそれがあるため、非公開とさせていただきます。検討結果はガイドラインや成果報告書をご参照ください。
- ▶ 各資料に記載している内容は、当該ガイドライン検討会実施時点の内容となります。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくはey.com/ja_jp/consultingをご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和5年4月24日付けの「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。